

令和 5 年 9 月 1 1 日

洞 爺 湖 町 議 会 令 和 5 年 9 月 会 議
議 案

附 議 議 案
議 案 番 号

件

名

同 意 第 2 号	洞爺湖町表彰条例に基づく同意について
報 告 第 6 号	健全化判断比率の報告について
報 告 第 7 号	資金不足比率の報告について
報 告 第 8 号	株式会社グリーンスティ洞爺湖の経営状況の報告について
議案第 1 1 号	機構改革による事務分掌の見直しに伴う関係条例の整備について
議案第 1 2 号	押印の見直しに伴う関係条例の整備について
議案第 1 3 号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
議案第 1 4 号	令和 5 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第 3 号）
議案第 1 5 号	令和 5 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 1 6 号	令和 5 年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第 1 号）
議案第 1 7 号	令和 5 年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）
議案第 1 8 号	令和 5 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）
認 定 第 1 号	令和 4 年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計決算の認定について
認 定 第 2 号	令和 4 年度虻田郡洞爺湖町一般会計決算の認定について
認 定 第 3 号	令和 4 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計決算の認定について
認 定 第 4 号	令和 4 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計決算の認定について

認定第5号 令和4年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計決算の認定について

認定第6号 令和4年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計決算の認定について

認定第7号 令和4年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計決算の認定について

同意第2号

洞爺湖町表彰条例に基づく同意について

洞爺湖町表彰条例（平成18年洞爺湖町条例第161号）第3条の規定により、
下記の者を表彰することにつき、議会の同意を求める。

令和5年9月11日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

記

表彰区分	住 所	氏 名	生 年 月 日
功 勞 表 彰		夏 目 與 市	
功 勞 表 彰		立 野 広 志	
功 勞 表 彰		高 谷 隆 介	

報告第6号

健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和4年度決算に基づく財政の健全化判断比率を別冊のとおり監査委員の意見を付して報告する。

令和5年9月11日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

(別 紙)

健全化判断比率の状況(令和4年度)

(単位:%)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
015849	北海道	洞爺湖町	—	—	10.4	24.4

(単位:%)

標準財政規模 (千円)	うち臨時財政対策債 発行可能額		早期健全化基準	財政再生基準	20.00	25.0	350.0
4,550,444	47,348		20.00	30.00	35.0		

報告第7号

資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和4年度決算に基づく公営企業会計に係る資金不足比率を別冊のとおり監査委員の意見を付して報告する。

令和5年9月11日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

(別 紙)

資金不足比率の状況(令和4年度)

地方公共団体 コード		都道府県名	市区町村名	水道事業会計	公共下水道事業特別会計	簡易水道事業特別会計
(単位:%)						
015849	北海道	洞爺湖町		—	—	—

標準財政規模 (千円)		うち臨時財政対策債 発行可能額		(単位:%)	
4,550,444	47,348	経営健全化基準		20.0	20.0
				20.0	20.0

報告第8号

株式会社グリーンスティ洞爺湖の経営状況の報告について

株式会社グリーンスティ洞爺湖の経営状況を地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

令和5年9月11日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

第 3 3 期 事 業 報 告 に つ い て

自 令和 4 年 4 月 1 日

至 令和 5 年 3 月 3 1 日

1 会社の概要

(1) 主要事業内容

当社の定款に基づく事業内容は、以下のとおりであります。

- ① キャンプ場の運営
- ② 食料品、酒類、日用雑貨の販売
- ③ 飲食店及び喫茶店の経営
- ④ 各種催し物の企画、案内及び旅行斡旋業
公共施設等の運営並びに整備に関する受託事業
- ⑤ その他

(2) 主な事務所

本 社	北海道虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉 1 4 2 番地
キャンプ場	北海道虻田郡洞爺湖町月浦 5 6 番地

(3) 株式の状況

- | | |
|----------------|---------------|
| ① 会社が発行する株式の総数 | 1 1 , 9 6 0 株 |
| ② 発行済株式総数 | 2 , 9 9 0 株 |
| ③ 株 主 数 | 1 4 名 |

(4) 取締役及び監査役

代表取締役社長	下 道 英 明
取締役	大 西 填 夫
取締役	長谷川 義 郎
取締役	田 仁 孝 志
取締役（常務）	毛 利 敏 夫
監査役	金 子 建
監査役	傳 正 宏

(5) 従業員の状況

区 分	従業員数	平均年齢
男 子	2 名	7 0 歳
女 子	3 名	6 4 歳
計	5 名	

※上表のほか、臨時職員・男子3名＋女子2名在籍

2 事業の概要

当期事業の経過と成果

2019年12月に新型コロナウイルスの感染者が中国で初めて確認されて以降、新型コロナウイルスは幾度となく変異を繰り返し、驚異的な感染力により全世界の人類を恐怖に落とし入れ、未だ社会活動や経済活動に大きな影響を与えておりますが、徹底した感染対策とワクチン接種により、以前の社会生活を取り戻しつつある当期でありました。

このような状況の中、当社は北海道全体で感染リスクを低減させる、そして事業継続やビジネスチャンス拡大につなげていく「新北海道スタイル」に基づき、アルコール消毒、ソーシャルディスタンスの徹底、窓口での感染防止対策、利用制限などを行いながら営業を行ってまいりました。

また、トイレの洋式化や街路灯のLED化など、利用者からのニーズに基づき施設の改修に努めてまいりました。

その結果、当期の利用者数は17,600人、前年度比122.8%（約3,270人増）となり、前年度を上回る利用者数となりました。

経営面では、令和4年度の売上総利益は27,588千円、販売及び一般管理費などの経費は27,385千円（うち減価償却費2,982千円）となり、いわゆる本業部門では営業利益203千円となりました。

なお、当期は営業外収益として雑収入228千円を加算しており、本業＋本業外を合わせた決算では、経常利益431千円となりました。

最後に、既に始まった令和5年度（第34期）の営業につきましても、新型コロナウイルス感染症の完全終息を願いつつ、お客様とスタッフの安心安全を最優先に努めてまいり所存です。

株主様及び役員各位におかれましても引き続きご支援とご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

3 財務関係

期	第33期
項 目	自： 令和 4年 4月 1日 至： 令和 5年 3月31日
営 業 利 益	203千円
経 常 利 益	431千円
当 期 純 利 益	431千円
当期末処理損失	24,684千円
1株当り当期損失	8,255円
総 資 産	125,596千円
純 資 産	124,816千円
1株当り純資産	41,744円

決 算 報 告 書

(第 33 期)

自 令和 4 年 4 月 1 日
至 令和 5 年 3 月 31 日

株式会社 グリーンスティ洞爺湖

虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉142番地

貸借対照表

令和5年3月31日現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
【流 動 資 産】	【 65,552,630 】	【流 動 負 債】	【 779,244 】
現金及び預金	65,425,880	預 り 金	8,844
商 品	117,150	未 払 消 費 税	770,400
前 払 費 用	9,600		
【固 定 資 産】	【 60,043,356 】		
(有形固定資産)	(26,471,776)	負 債 の 部 合 計	779,244
建 物	22,817,664	純 資 産 の 部	
建物付属設備	3,309,276		
構 築 物	140,387	【株 主 資 本】	【 124,816,742 】
機 械 装 置	98,848	(資 本 金)	(49,500,000)
車 両 運 搬 具	1	資 本 金	49,500,000
一括償却資産	105,600	(資 本 剰 余 金)	(100,000,000)
(無形固定資産)	(33,518,500)	その他資本剰余金	100,000,000
借 地 権	33,518,500	(利 益 剰 余 金)	(△24,683,258)
(投資その他の資産)	(53,080)	繰越利益剰余金	△24,683,258
出 資 金	50,000		
預 託 金	3,080	純 資 産 の 部 合 計	124,816,742
資 産 の 部 合 計	125,595,986	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	125,595,986

損 益 計 算 書

自 至 令和 4年 4月 1日
令和 5年 3月31日

科 目	金 額	円
【純 売 上 高】		
キャンプ利用料収入	20,521,690	
売 店 収 入	2,264,510	
レ ン タ ル 売 上	959,841	
委 託 運 営 収 入	4,802,500	
ゴ ミ 処 理 手 数 料	792,900	29,341,441
【売 上 原 価】		
期 首 棚 卸 高	266,511	
商 品 仕 入 高	1,603,961	
合 計	(1,870,472)	
期 末 棚 卸 高	117,150	1,753,322
売 上 総 利 益		(27,588,119)
【販売費及び一般管理費】		27,385,114
営 業 利 益		(203,005)
【営 業 外 収 益】		
受 取 利 息	1,238	
雑 収 入	227,216	228,454
経 常 利 益		(431,459)
税引前当期純利益		(431,459)
当 期 純 利 益		(431,459)

販 売 費 及 び 一 般 管 理 費

自 令和 4年 4月 1日
至 令和 5年 3月 31日

科 目					金 額	円
広 告 宣 伝 費					123,500	
荷 造 運 賃					1,780	
給 与 手 当					8,095,385	
賞 与					310,000	
雑 給					3,444,350	
法 定 福 利 費					866,116	
厚 生 費					165,751	
減 価 償 却 費					2,982,342	
修 繕 費					1,150,930	
事 務 用 品 費					6,106	
水 道 光 熱 費					1,533,329	
旅 費					14,800	
租 税 公 課					2,624,365	
交 際 接 待 費					201,020	
保 険 料					238,760	
通 信 費					158,205	
諸 車 費					148,900	
地 代 家 賃					339,361	
会 議 費					1,200,000	
園 地 管 理 費					204,730	
雑 費					1,636,086	
					1,939,298	
販売費及び一般管理費					(	27,385,114)

株主資本等変動計算書

自 令和 4年 4月 1日
至 令和 5年 3月31日

(単位 円)

株主資本

資本金	当期首残高		149,500,000
	当期変動額	減資	<u>△100,000,000</u>
	当期末残高		<u>49,500,000</u>

資本剰余金

その他資本剰余金	当期首残高		0
	当期変動額	減資	<u>100,000,000</u>
	当期末残高		<u>100,000,000</u>

資本剰余金

当期首残高	0
当期変動額	<u>100,000,000</u>
当期末残高	<u>100,000,000</u>

利益剰余金

その他利益剰余金

繰越利益剰余金	当期首残高		△25,114,717
	当期変動額	当期純損益金	<u>431,459</u>
	当期末残高		<u>△24,683,258</u>

利益剰余金

当期首残高	△25,114,717
当期変動額	<u>431,459</u>
当期末残高	<u>△24,683,258</u>

株主資本

当期首残高	124,385,283
当期変動額	<u>431,459</u>
当期末残高	<u>124,816,742</u>

純資産の部

当期首残高	124,385,283
当期変動額	<u>431,459</u>
当期末残高	<u>124,816,742</u>

議案第 11 号

機構改革による事務分掌の見直しに伴う関係条例の整備について

機構改革による事務分掌の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和 5 年 9 月 11 日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

機構改革による事務分掌の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(洞爺湖町行財政改革審議会条例の一部改正)

第 1 条 洞爺湖町行財政改革審議会条例（平成 18 年洞爺湖町条例第 162 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「企画防災課」を「行財政改革主管課」に改める。

(洞爺湖町軽度生活援助事業に関する条例の廃止)

第 2 条 洞爺湖町軽度生活援助事業に関する条例（平成 18 年洞爺湖町条例第 102 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

議案第 12 号

押印の見直しに伴う関係条例の整備について

押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和 5 年 9 月 11 日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

次に掲げる条例の規定中「㊟」を削る。

- (1) 洞爺湖町生活管理指導事業に関する条例（平成 18 年洞爺湖町条例第 103 号） 別記様式第 1 号
- (2) 洞爺湖町配食サービス事業に関する条例（平成 18 年洞爺湖町条例第 104 号） 別記様式第 1 号

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 13 号

北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を次のように変更する。

令和 5 年 9 月 11 日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約

北海道市町村職員退職手当組合理約（昭和 32 年 1 月 23 日 32 地第 175 号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表(2)一部事務組合及び広域連合の表後志管内の項中「南部後志衛生施設組合」の次に「、後志広域連合」を加える。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

議案第14号

令和5年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第3号）

令和5年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ54,015千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,006,802千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年9月11日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11. 地 方 交 付 税		3,500,000	△ 7,259	3,492,741
	1. 地 方 交 付 税	3,500,000	△ 7,259	3,492,741
15. 国 庫 支 出 金		543,504	7,394	550,898
	1. 国 庫 負 担 金	291,531	4,726	296,257
	2. 国 庫 補 助 金	249,525	2,668	252,193
16. 道 支 出 金		330,898	7,757	338,655
	2. 道 補 助 金	106,952	7,396	114,348
	3. 委 託 金	18,353	361	18,714
17. 財 産 収 入		26,868	3,000	29,868
	2. 財 産 売 払 収 入	8,322	3,000	11,322
18. 寄 附 金		238,750	3,000	241,750
	1. 寄 附 金	238,750	3,000	241,750
19. 繰 入 金		248,850	59,800	308,650
	1. 繰 入 金	248,850	59,800	308,650
21. 諸 収 入		62,139	1,654	63,793
	5. 雑 入	37,268	1,654	38,922
22. 町 債		986,300	△ 21,331	964,969
	1. 町 債	986,300	△ 21,331	964,969
歳 入 合 計		7,952,787	54,015	8,006,802

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総 務 費		738,779	12,997	751,776
	1. 総 務 管 理 費	696,622	12,997	709,619
3. 民 生 費		1,604,497	135	1,604,632
	1. 社 会 福 祉 費	1,070,647	135	1,070,782
4. 衛 生 費		1,118,838	16,108	1,134,946
	1. 保 健 衛 生 費	194,321	16,108	210,429
6. 農 林 水 産 業 費		169,541	8,680	178,221
	1. 農 業 費	124,129	8,518	132,647
	2. 林 業 費	10,904	162	11,066
7. 商 工 費		309,749	3,393	313,142
	1. 商 工 費	84,253	230	84,483
	2. 観 光 費	225,496	3,163	228,659
8. 土 木 費		888,826	4,147	892,973
	6. 住 宅 ・ 建 築 費	60,470	4,147	64,617
10. 教 育 費		509,448	9,319	518,767
	1. 教 育 総 務 費	135,622	1,575	137,197
	4. 社 会 教 育 費	118,738	6,369	125,107
	5. 保 健 体 育 費	75,244	1,375	76,619
13. 予 備 費		21,385	△ 764	20,621
	1. 予 備 費	21,385	△ 764	20,621
歳 出 合 計		7,952,787	54,015	8,006,802

第2表 地方債補正

1. 追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域交流センター 解体事業	3,100	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借入れる資金 について、利率 見直しを行っ た後において は、当該見直し 後の利率)	政府資金又はその 他資金とし、その融資 条件による。 ただし、町財政の都合 により措置期間及び償 還期限を短縮し、も しくは繰上償還又は 低利に借換えること ができる。
放課後児童クラブ 整備事業	5,600	同上	同上	同上

2. 変更

(単位：千円)

起債の 目的	変 更 前				変 更 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政 対策債	50,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借入れる資金 について、利率 見直しを行っ た後において は、当該見直し 後の利率)	政府資金 又はその他 資金とし、そ の融資条件 による。 ただし、町 財政の都合 により措置 期間及び償 還期限を短 縮し、もしく は繰上償還 又は低利に 借換えること ができる。	19,969	同左	同左	同左

議案第 15 号

令和 5 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 3 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 2 4 1, 2 8 7 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 9 月 1 1 日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

[illegible]

(単位：千円)

-26-

議案第16号

令和5年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和5年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

〈支出〉

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業費用	296,360	0	296,360
第1項 営業費用	277,623	934	278,557
第2項 営業外費用	10,492	0	10,492
第3項 特別損失	1	0	1
第4項 予備費	8,244	△934	7,310

第3条 予算第4条 本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額80,535千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

〈支出〉

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	200,425	267	200,692
第1項 企業債償還金	80,205	0	80,205
第2項 建設改良費	120,220	0	120,220
第3項 国庫補助金返還金	0	267	267

令和5年9月11日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

議案第 17 号

令和 5 年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）

第 1 条 令和 5 年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 予算第 3 条収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

〈支 出〉

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 簡易水道事業費用	86,800	0	86,800
第 1 項 営業費用	72,267	3,743	76,010
第 2 項 営業外費用	5,039	0	5,039
第 3 項 特別損失	600	0	600
第 4 項 予備費	8,894	△3,743	5,151

第 3 条 予算第 4 条の 2 特例的収入及び支出額を次のとおり補正する。

地方公営企業法施行令第 4 条第 4 項の規定により、当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ 2, 0 1 7 千円及び 3 3 8 千円である。

令和 5 年 9 月 1 1 日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

議案第18号

令和5年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和5年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

〈支出〉

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 下水道事業費用	588,039	0	588,039
第1項 営業費用	550,053	1,577	551,630
第2項 営業外費用	26,804	0	26,804
第3項 特別損失	7,204	0	7,204
第4項 予備費	3,978	△1,577	2,401

第3条 予算第4条の2特例的収入及び支出額を次のとおり補正する。

地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ25,745千円及び4,373千円である。

令和5年9月11日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

認定第1号

令和4年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和4年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和5年9月11日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

認定第2号

令和4年度虻田郡洞爺湖町一般会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度虻田郡洞爺湖町一般会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和5年9月11日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

認定第3号

令和4年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和5年9月11日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

認定第4号

令和4年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和5年9月11日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

認定第5号

令和4年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和5年9月11日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

認定第6号

令和4年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和5年9月11日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

認定第7号

令和4年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和5年9月11日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明